審　査　基　準

平成17年6月1日作成

法　　令　　名：確認事務の委託の手続等に関する規則
根　拠　条　項：第13条第２項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第３項
審　査　基　準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部交通指導課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　駐車対策係（電話025-285-0110内線5051~３）
備　　考：